

○公益財団法人山口県ひとつくり財団役員等報酬規程

〔平成24年 4月 1日
公益財団法人山口県ひとつくり財団規程第5号〕

改正 平成25年 3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県ひとつくり財団（以下「財団」という。）の定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、財団の役員及び評議員としての職務遂行の対価に限られ、理事が財団の使用人として受け取る財産上の利益及び退職手当を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通信費、旅費交通費（宿泊費、通勤費を含む。）、手数料等の経費をいい、前号に定める報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、役員及び評議員のうち別表1に掲げる者及び財団の使用人である理事には、報酬等を支給しない。

- 2 常勤役員の報酬等は、別表2に基づく定例役員報酬及び別表3に基づき算出した役員賞与とする。
- 3 非常勤役員（理事長の職にある者に限る。）の報酬等は月額とし、別表4に基づく定例役員報酬とする。
- 4 非常勤役員（前項に掲げる非常勤役員を除く。）及び評議員の報酬等は、財団の業務執行に必要な会議への出席等必要の都度支給することとし、別表5に定める報酬とする。
- 5 役員及び評議員には、退職手当を支給しない。
- 6 役員の報酬等の各年度における総額は、別表6に定める額とする。

(定例役員報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の定例役員報酬の月額、別表2のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 定例役員報酬及び役員賞与は、別に定める財団職員の給与に関する規程に準じて支払うものとし、これ以外の報酬は、役員及び評議員の財団の業務執行に必要な会議への出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の希望により、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員及び第3条第3項に掲げる非常勤役員（以下「常勤役員等」という。）になった者には、その日から定例役員報酬を支給する。

2 常勤役員等が退職し、又は解任された場合には、その日まで定例役員報酬を支給する。

3 常勤役員等が死亡により退職した場合には、その月まで定例役員報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により定例役員報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その定例役員報酬の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用)

第8条 財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用を支給することができる。ただし、常勤役員等には、通勤費を支給しない。

2 前項の費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第9条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、公益財団法人山口県ひとづくり財団の設立の登記の日から施行する。

(定例役員報酬の特例)

2 常勤役員の定例役員報酬は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に

においては、第3条第2条の規定にかかわらず、別表2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める報酬月額から、その額に100分の6を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、常勤役員の役員賞与の算出の基礎となる報酬月額は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める報酬月額とする。

[別表1] 役員及び評議員のうち報酬等を支給しない者（第3条関係）

- | |
|-------------------|
| 1 県及び市町の特別職にある者 |
| 2 国、県及び市町の一般職にある者 |

[別表2] 常勤役員の定例役員報酬に係る俸給表（第3条、第4条関係）

（単位：円）

区 分	報酬月額
第1号	320,000
第2号	312,000
第3号	304,000
第4号	292,000
第5号	284,000
第6号	276,000

[別表3] 常勤役員の役員賞与の算出基準（第3条関係）

$(\text{報酬月額} + (\text{報酬月額} \times 30/100)) \times \text{支給割合}$ (注)支給割合は、県職員(特別職)に準ずる。
--

[別表4] 非常勤役員(理事長職にある者に限る。)の定例役員報酬（第3条関係）

月 額	勤 務 条 件
195,000	1日/週

[別表5] 非常勤役員及び評議員の報酬（第3条関係）

日額	9,200円
----	--------

[別表6] 役員の報酬等の総額（第3条関係）

8,000,000円
